

■寒川町地域防災計画の修正について

「寒川町防災会議」委員のご意見等に対する町の回答

No. 1

団体名等	修正箇所等	修正及び意見内容	町の意見等
関東農政局横浜地域センター	現計画 9ページ	<p>3 指定地方行政機関 (1) 農林水産省関東農政局神奈川農政事務所 (地域課) ・災害時における主要食糧の需要調整</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>3 指定地方行政機関 (1) 農林水産省関東農政局<u>横浜地域センター</u></p> <p>・災害時における<u>応急用食料に関する連絡調整</u></p>	指摘のとおり修正します。
	現計画 (資料編) 2ページ	<p>寒川町防災会議委員名簿 1 指定地方行政機関の職員 神奈川農政事務所 (地域課長) 電話046-232-2911</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>寒川町防災会議委員名簿 1 指定地方行政機関の職員 <u>関東農政局横浜地域センター総括管理官</u> 電話<u>045-211-7172</u></p>	指摘のとおり修正します。

団体名等	修正箇所等	修正及び意見内容	町の意見等
関東農政局横浜地域センター	現計画（資料編） 29ページ	<p>指定地方行政機関 関東農政局 神奈川農政事務所農政推進課 電話 045-211-7175</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>指定地方行政機関 関東農政局 <u>横浜地域センター</u> 電話 045-211-<u>7172</u></p>	指摘のとおり修正します。
神奈川県湘南地域県政総合センター	新旧対照表4～5ページ	<p>第3章5節6 帰宅困難者対策 貴町の地域防災計画は、第2編第1部第3章で災害時応急活動事前対策を第4章で災害時応急活動計画について整理されていると思いますが、修正案は、事前対策と応急活動計画の内容が混在しているようですので、整理する必要があると考えます。</p> <p>具体的には、6 帰宅困難者対策の（2）～（8）は、応急対策についての記述と考えられるので、現行地域防災計画P49 7 帰宅困難者に対する対策の項に記載した方が良いと考えます。</p>	<p>指摘のとおり修正いたします。</p> <p>第3章第5節6 帰宅困難者対策 （1） 第4章第4節7 帰宅困難者に対する対策 （2）～（8）</p>

団体名等	修正箇所等	修正及び意見内容	町の意見等
神奈川県湘南地域県政総合センター	新旧対照表 5 ページ	<p>第 3 章 5 節 8 ペット対策 帰宅困難者対策の指摘と同様、事前対策と 応急活動計画の内容が混在しているようです。 8 ペット対策の (3) の記述は、応急活動に ついての記述であるため、現行地域防災計画 P 4 8 4 避難所の運営の項に記載された方 が良いと考えます。</p>	<p>指摘のとおり修正いたします。</p> <p>第 3 章 第 5 節 8 ペット対策 (1)、(2) 第 4 章 第 4 節 4 避難所の運営 (3) → (6)</p>
	新旧対照表 1 1 ページ	<p>第 4 章 17 節 3、4 上記指摘と同様、事前対策と応急活動計画 の内容が混在しているようです。 3 津波注意看板等の整備、4 津波対策訓 練等の実施の記述は、事前対策についての記 述であるため、現行地域防災計画 P 1 8 第 4 節 津波対策に記載した方が良いと考えま す。</p>	<p>指摘のとおり修正いたします。</p> <p>第 4 章 第 1 7 節 1 津波情報の受伝達 1、2 第 2 章 第 4 節 津波対策 3 → 1、4 → 2</p>
	現計画 9 ページ	<p>第 4 章 第 4 節 2 県 (1) 湘南地域県政総合センター ・管内県機関に係わる応急対策に必要な総合 調整 ・情報の収集、伝達及び広報</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>・所管区域内の市町、県機関及び関係機関等 の災害応急対策活動の総合調整 ・所管区域内の被害状況及び災害応急対策実 施状況等の収集、取りまとめ及び報告</p>	<p>指摘のとおり修正します。</p>

団体名等	修正箇所等	修正及び意見内容	町の意見等
神奈川県湘南地域県政総合センター	現計画 42ページ	<p>第2編 第4章 第2節 3 防災関係機関の活動体制 (1) 応援要請 ②他市町村に対する応援要請</p> <p>町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害時相互応援協定等に基づき、他の市町村に応援を求め、災害対策の万全を期する。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定や、市町村間の災害時相互応援協定等に基づき、他の市町村に応援を求め、災害対策の万全を期する。</p>	指摘のとおり修正します。

団 体 名 等	修正箇所等	修正及び意見内容	町の意見等
神奈川県湘南地域県政総合センター	現計画 71ページ	<p>第4章 第12節 2 他市町村に対する応援要請</p> <p>町は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、応援協定等に基づき他の市町村に応援を求め、災害対策の万全を期する。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>町は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定や、市町村間の応援協定等に基づき他の市町村に応援を求め、災害対策の万全を期する。</p>	指摘のとおり修正します。
	現計画（資料編） 27ページ	<p>2. 連絡先一覧 神奈川県 の表中</p> <p>災害消防課 → 災害対策課</p> <p>安全防災課 → 県民・安全防災課</p>	指摘のとおり修正します。

団 体 名 等	修正箇所等	修正及び意見内容	町の意見等
神奈川県藤沢土木事務所	現計画 58ページ	<p>第8節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動</p> <p>2 緊急輸送路等の確保</p> <p>(2) 県指定の緊急輸送路線</p> <p>文言の追加 県道44号 → <u>〈区間〉湘南銀河大橋</u></p> <p>路線名等追加 <u>県道47号</u> <u>〈区間〉町内区間（神川橋～県道45号）</u></p> <p>路線名等削除 町道岡田・宮山16号線 〈区間〉宮山</p>	指摘のとおり修正します。

団体名等	修正箇所等	修正及び意見内容	町の意見等
神奈川県藤沢土木事務所	現計画 109ページ	<p>第12節 緊急輸送対策</p> <p>2 緊急輸送路等の確保</p> <p>(1) 県が指定する緊急輸送ルート</p> <p>文言の追加 県道44号 → <u>〈区間〉湘南銀河大橋</u> 追加</p> <p>路線名等追加 <u>県道47号</u> <u>〈区間〉町内区間（神川橋～県道45号）</u> <u>〈区分〉第1次路線</u></p> <p>路線名等削除 町道岡田・宮山16号線 〈区間〉宮山 〈区分〉第3次路線</p>	指摘のとおり修正します。

団 体 名 等	修正箇所等	修正及び意見内容	町の意見等
神奈川県藤沢土木事務所	現計画 121ページ	<p>第2節 治水対策 2 浸水想定区域における避難の確保</p> <p>平成23年12月14日 水防法が改正されているので、現行の記述を15条の条文と整合を図った方が良いのではないかと。</p> <p>(2)の文言に脱字がある。 時要援護者施設 → 時要援護者施設</p>	<p>指摘のとおり修正します。</p> <p>※水防法15条との整合性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水予報等の住民への伝達方法につきましては、現計画125ページの3「災害時の通信手段等の確保」に、追加記載します。 ・浸水想定区域内の施設等の名称及び所在地、連絡方法等につきましては、資料編に記載します。 ・印刷物の配布につきましては、防災マップ及び洪水ハザードマップを作成し、全戸配布しております。

団体名等	修正箇所等	修正及び意見内容	町の意見等
神奈川県藤沢土木事務所	現計画 136ページ	第1節 気象情報等の受理伝達 2 気象情報等の発表基準 「表1 警報・注意報の種類及び発表基準」 を 別紙1 のとおり変更する。	指摘のとおり修正します。 ※「別紙1」は、別添資料参照
	現計画（資料編） 127ページ	水防警報の種類、内容及び発表基準の表中 種類、待機の内容2について 出勤機関 → 出動期間 種類、準備の内容について 出勤 → 出動 種類、出動の発表基準について 警告水位 → はん濫注意水位（警告水位） 種類、解除の発表基準について 警戒水位 → はん濫注意水位（警戒水位）	指摘のとおり修正します。

団 体 名 等	修正箇所等	修正及び意見内容	町の意見等
神奈川県厚木土木事務所	現計画 9 ページ	<p>第4節 防災関係機関の処理すべき事務、業務の大綱 2 県 において次のとおり追加</p> <p>(3) 厚木土木事務所 ・相模川管内区域の河川管理施設等の被害調査及び災害復旧</p> <p>(4) 以降の項番ずれについても修正</p>	指摘のとおり修正します。
	現計画 43 ページ 及び71 ページ	<p>・水防活動 堤防護岸等の決壊に対する土のうづくり、積み込み及び運搬</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>・水防活動 堤防護岸等の決壊に対する土のうづくり、積み込み、運搬及び設置</p>	指摘のとおり修正します。
	現計画（資料編） 27 ページ	<p>(2) 県出先関係機関の表中に次のとおり追加</p> <p>機関名 厚木土木事務所 課等名 管理課 電話番号 046-223-1711 FAX番号 046-222-7259 防災行政通信網 9-414-9232 住所 〒243-0016 厚木市田村町2-28</p>	指摘のとおり追加します。

団体名等	修正箇所等	修正及び意見内容	町の意見等
茅ヶ崎警察署	現計画 全般	<p>警察に関する表記について 「地域防災計画」全般を通してですが、警察に関する表記が「警察」「警察署」と混在となっていますが、内容的には前後の文脈からして茅ヶ崎警察署を指しているものと解されますので、「警察」に統一されても良いのではないかと考えます。</p> <p>県警察本部を指す場合には県警察と記載されていますので、他は単に「警察」と表記されても茅ヶ崎警察署を指すものと解されると思います。</p>	指摘のとおり修正します。
	現計画 72ページ	<p>4 広域応援部隊の受入体制 に 町は「川とのふれあい公園」など7箇所に広域応援部隊活動拠点を開設し、応援部隊（自衛隊、広域緊急援助隊、緊急消防援助隊）等の受入体制を整える。と記載されています。</p> <p>7箇所とは、県地域防災計画の資料編241頁に記載された 川とのふれあい公園 倉見スポーツ公園 県立寒川高校 (宗) 寒川神社 日産工機(株) 日鉱金属(株) エプソントヨコム(株)</p> <p>と思われませんが、地域防災計画の資料編に掲載がありません。掲載されてはいいかかと考えます。</p>	指摘のとおり資料編に掲載します。

団 体 名 等	修正箇所等	修正及び意見内容	町の意見等
茅ヶ崎警察署	現計画 70ページ	<p>警察の広域応援部隊に関しては、前記「広域緊急援助隊」が該当します。</p> <p>広域緊急援助隊の応援要請については、県地域防災計画において、市町村長が知事に対して要請し、知事は市町村長の要請又は自らの判断により、各機関の長に対して広域応援の要請を行うとされており、各機関として県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請…と記載されています。</p> <p>町地域防災計画の70頁の「第12節 広域的応援体制」の「1 国に対する応援要請」に 町は・・・指定行政機関の長に対し・・・要請し、又は知事に対し、指定行政機関、指定地方行政機関の職員の派遣について…と記載されています。</p> <p>指定地方行政機関については、資料編29ページに記載があり、国の機関であることが分かります。広域緊急援助隊の要請については「知事に対し」と記載されているので何ら問題はありませんが、ここに記載された指定行政機関については、地域防災計画にあらためた形での記載がありません。指定行政機関とは9頁に記載された「県」の各機関と考えてよろしいのでしょうか。</p>	指摘のとおり、指定行政機関とは、現計画9ページに記載された県の各機関です。

団 体 名 等	修正箇所等	修正及び意見内容	町の意見等
N T T 東日本（株） 神奈川支店	現計画 66～67ページ	<p>第4章 災害時応急活動計画 第10節 ライフラインの応急復旧活動 5 電話(通信) 施設等応急対策 (2) 電話(通信)の応 急措置 ②応急措置の表中 特設公衆電話の 臨時設置を修正</p> <p>被災地における通信手段として、り災者が 利用する避難所に、特設公衆電話を設置しま す。また、街頭公衆電話についても、災害時 における通信手段として無料化措置を行いま す。(災害救助法が適用される規模の災害が 発生・広域停電が発生している場所)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><u>東日本電信電話(株)は、被災地における 通信手段として、り災者が利用する避難所に、 特設公衆電話の設置に努める。</u></p>	指摘のとおり修正します。

団体名等	修正箇所等	修正及び意見内容	町の意見等
日本郵便（株）寒川郵便局	現計画 117ページ	<p>第18節 金融機関の措置</p> <p>民間金融機関（H19.10月）となったため、項番1 民間金融機関に係る措置に統合のため</p> <p>次の文章を削除</p> <p>2 郵便局</p> <p>町内に所在する郵便局の措置</p> <p>警戒宣言が発せられた場合、町内の居住者等の日常生活に極力支障をきたさないよう、必要な範囲内で、郵便貯金の払戻しの窓口取扱い等を行う。</p>	指摘のとおり削除します。
	現計画（資料編） 2ページ	<p>会社統合による社名変更（H24.10月） 寒川町防災会議委員名簿</p> <p>8 指定公共機関 地方指定公共機関</p> <p>郵便事業（株）寒川支店長 ↓ <u>日本郵便（株）寒川郵便局長</u></p>	指摘のとおり修正します。

団 体 名 等	修正箇所等	修正及び意見内容	町の意見等
日本郵便（株）寒川郵便局	現計画（資料編） 30ページ	<p>会社統合による社名変更（H24.10月） 指定公共機関の表中</p> <p>郵便事業株式会社 横浜支店 業務企画室 電話番号 045-461-1381 FAX番号 045-441-0421</p> <p>及び</p> <p>郵便局株式会社 南関東支社企画部 電話番号 045-228-2503 FAX番号 045-228-2590</p> <p>↓</p> <p>1つに統一して</p> <p><u>日本郵便株式会社 南関東支社 総務部</u> <u>電話番号 045-228-2641</u> <u>FAX番号 045-228-2590</u></p>	指摘のとおり修正します。